

災害時における安否不明者等の氏名等公表基準

1 目的

県内で大規模な災害が発生した場合において、安否不明者等の氏名等を公表することが捜索や救助活動の効率化や円滑化に資する場合もあることから、災害時における氏名等公表に関する基準を定め、迅速かつ的確に氏名等を公表することにより、捜索や救助活動の効率化や円滑化を図ることを目的とする。

2 公表対象の災害等

石川県災害対策本部を設置する大規模な災害が発生した場合

3 公表基準等

(1) 安否不明者

- ・ 公表することにより効率的な捜索・救助活動に資すると見込まれること。
- ・ DV、ストーカー等被害や住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること。
- ・ 発災後、概ね48時間を目途に順次公表すること。
- ・ 家族等の同意なく原則公表とする。但し、公表後に家族から申し出があった場合は、非公表に切り替える。

(2) 死者

- ・ DV、ストーカー等被害や住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること。
- ・ 氏名等の公表に家族等の同意があること。

4 公表する個人情報

氏名、住所（大字まで）、性別、発災時の年齢（若しくは年代）

5 公表の方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料提供による。

6 個人情報の利用目的（個人情報保護法第61条第1項、69条第1項関係）

(1) 個人情報取扱事務の名称

- ・ 災害時における安否不明者等のリストの取扱いに関する事務

(2) 個人情報の利用目的

- ・ 捜索救助活動の効率化・円滑化に資するため、安否不明者等を絞り込む必要がある場合における安否不明者等の氏名等の公表

(3) 個人情報の収集先

- ・ 市町

7 その他

本公表基準は、個人情報保護法および防災分野における個人情報の取扱いに関する指針に基づくものである。

令和4年4月1日 初版

令和5年5月25日 改定